

事業系ごみの処理について

知多南部広域環境センターは一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物は処理していません。事業者の皆様方におかれましては、産業廃棄物は一般廃棄物と分別し、愛知県が許可している産業廃棄物処理(収集運搬)業者に依頼し適正に処分して下さるようお願いいたします。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された、以下の種類の廃棄物のことをいいます。

産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
1 燃え殻	木炭、重油、石炭がら等の燃焼物の焼却灰、炉清掃掃出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら	建設業、製材業、木製品製造業		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら	全事業所	●	
2 汚泥	工場廃水処理、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、排水などの処理後に残る泥状のもの等	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		●
3 廃油	天ぷら油、自動車オイル、マシン油等(鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等)	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
4 廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
5 廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
6 廃プラスチック類	プラスチック製品、ペットボトル、カップ麺の容器、お菓子などの包装フィルム、ビデオ、CD、DVD、ポリ袋、ポリバケツ、洋服ハンガー、ビニールテープ、ビニールシート、壁紙、レジ袋、発泡スチロール箱、発泡トレー、ゴム長靴、農業用フィルム等(合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物)	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じる弁当がら等のプラ製包装容器、プラ製品、ビニール袋、発泡包装材、トレイ等	全事業所		●
7 ゴムくず	天然ゴム(※合成ゴムは「廃プラスチック類」)	全事業所		●

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
8 金属くず	空きかん、一斗缶、アルミサッシ、脚立、針金、金属製の鍋・食器・調理器具類、スパナ・ドライバーなど金属製の工具、乾電池、ハサミ、文具などに付いている金具、金属製の机・ロッカーなど金属製品、金属の研磨くず・切削くず等(金属製品、金属の研磨くず・切削くず等)	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じる飲料缶等の金属容器、金属製品等	全事業所		●
9 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空きびん、ガラスコップ、電球・蛍光灯、陶器製植木鉢、食器・花瓶などの陶磁器、土鍋、鏡、コンクリートブロック、セメント等(ガラス製品、コンクリートくず(※工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものは「がれき類」)、レンガ、陶磁器等)	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	全事業所		●
10 鉱さい	高炉・転炉・電気炉等のスラグ、鉱物廃砂、不良鉱石等			●
11 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガなどの不要物			●
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじんで、集じん施設によって集められたもの。ダスト類。	ばい煙発生施設		●
13 紙くず	包装材、ダンボール等	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●
	パルプ・紙・紙加工品、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等		●
	雑誌、新聞紙、事務所用印刷紙、カタログ、包装紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店	●	

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
14 木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、木造解体材等	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●
	木製品、テーブル、いす、梱包材、板切れ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭、測量ポール等	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	木製とプラ又は鉄等の一体物	全事業所		●
	木製パレット	全事業所		●
15 繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類の天然繊維	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	スーパー、寝具店等	●	
16 動植物性残渣	魚・獣の骨、内臓のアラ、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず、ぬか、ハムくず、おから、卵から、貝がら、コーヒーかす等製造くずや原料かす(原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物。)	食料品製造業(パン・菓子製造業、麺類製造業、製粉業、豆腐製造業等)、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業		●
		卸売市場、スーパー、小売店、飲食店、ホテル等	●	

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
17 動物系 固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残渣	と畜業、食鳥処理業		●
	食肉の骨等の残渣	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿	畜産農業		●
19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体	畜産農業		●
20 コンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの				●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)	全事業所		●

※ごみを搬入する際の袋につきましては、内容物調査を行うことがありますので、透明又は半透明の袋に入れて搬入していただきますようお願いします。